

天津華新紡織公司の設立について

——北洋政府時期における民族産業の形成過程——

浜口 允子^{*1)}

The Establishment of the Huaxin Cotton-Spinning Company in Tianjin

——The formation process of national industry
during the period of the Beiyang Government——

Nobuko HAMAGUCHI

ABSTRACT

The Huaxin Company, which, Zhou-Xuexi, a famous official and an entrepreneur established in 1919, was a representative of cotton-spinning companies in northern China of the period. He conceived the idea of founding the company in 1915. Four years later the first factory was set up in Tianjin. This paper details the process of its establishment.

Initially, Zhou-Xuexi expected to start the company with special privileges, official patronage and outright government subsidy. His hopes of receiving government assistance, however, was not fulfilled because China at the time was going through a turbulent period of political instability and national disintegration. In response to this, he tried to attract private capital by setting up a private limited company. This starting-up process of the Huaxin Cotton-Spinning Company in Tianjin exemplifies the experience of the national industries in China at this time.

華新紡織公司是、1910年代から30年代にかけての華北の代表的な紡績会社である。その最初の形である天津工場は、この時期の北方の実業家を代表する周学熙の強い関与によって1915年に発起され、1919年に開業した。本稿は、この天津華新紡織公司の設立にいたる時系列的な変化に注目して、その過程を跡づけることを課題とする。設立の経緯にとくに力点をおく理由は以下の二点である。

第一は、中国近代史における北洋政府時期の経済史上の特質を考えるためである¹⁾。北

*1) 放送大学教授 (人間の探究)

洋政府時期（1912～1928）は、複数の軍閥による政治的非統一の時であったが、ここに取り上げるその前期は、第一次大戦にともなう列強の力の後退もあり、経済の面では“民族産業の黄金期”と言われる発展の時期であった。そもそも19世紀以来、中国の資本主義は、民族産業もまた公的資本によって推進されなければならなかったが、近年の研究によれば、そうした歴史のなかでこの北洋時期は、それ以前の洋務運動期やその後につづく国民政府期とは異なり、国家資本の役割が後退し、民間資本の伸張が顕著にみられた時であった²⁾。そうであるならば、この時期の民族産業における民間資本の強化過程は、より具体的な姿として明らかにされなければならないであろう。

第二は、周学熙研究の一環として、この時期が一つの鍵となる時だからである。周学熙は、清朝時代には直隸総督兼北洋大臣の袁世凱のもとで北洋新政の遂行につとめ、民国になってからも1915年までに、二度にわたって財政総長の職につくなど、清末民初期の官僚として知られる人物である。だが周学熙は、その全ての期間を通して常に実業振興を最大の課題とし、生涯に数多くの企業をおこした。そのため、従来周学熙をめぐって検討されてきた論点とは、周学熙の社会的位置づけであり、経済活動における「周学熙資本集団」の性格の問題であった。「官僚資本であるのか、民族資本であるのか、或はその間に性格の変化があったと考えるのか。」³⁾だが、こうした点を明らかにするためには、各時期の全般的な社会状況や、周自身の政治的地位、あるいは袁世凱との関係等のみならず、実際に周が関わった企業がどのようにして成立したのか、資本の来源や比率や運用はどうであったのか、企業の運営に当たったのは如何なる人々であったのか、などを具体的に明らかにしなければならない。そして、華新紡織会社の設立こそ、周学熙がまさに官僚を辞して企業者となった時点で位置するものであるが故に、さまざまな要素をそこに含んでいると考えられるのである。

以上の二点から、華新紡織会社の設立は、一会社の個別な事例であるとともに、北洋時期の企業形成の見べき傾向を示すものであり、同時にそのリーダーシップをとった周学熙と周学熙資本集団のあり方を示すものと思われるのである。そこで以下には、各年を追って天津華新紡織会社の発起から開業にいたる経緯を述べ、こうした諸点を見てゆくこととしたい⁴⁾。

I. 1915年・会社設立への動き

華新紡織会社が、初めて発起され創立されようとしたのは、1915年9月～10月のことであった。その時企図されたあり方には特権的色彩が極めて濃厚である。会社設立に当たって、9月発起人の馬許らから政事堂に呈せられた四項の要求がそれを如実に物語っている⁵⁾。

1. 資本金1000万元、4割を官股（官株、政府出資）6割を商股（民株、民間出資）とする。
2. 創業以後5年間、政府はこの出資に対して利息8分の保証を行う。
3. 当会社が購入する機械、材料、綿花、製品などの輸送については、水陸共一切の税課及び釐金を免除する。

4. 直隸，山東，河南三省においては，30年間の専利権（特許権）をもつ。もしこの期間内に，他の企業が同一の営業を行おうとする時は，当公司に合併するか，もしくはその企業が生産額に応じて一定の利益金を当公司に支払う。

ここに盛られた基本的な考え方および公司設立の計画は，既にこの年2月「華新紡織有限公司注冊章程」のかたちで骨格が定まっていたものである。そこで構想されていたものは，紡績を主とし，あわせて綿業を振興し，紡績技術も教練するという総計20万鍾の大規模な公司であった。そしてその第一歩がこの要求なのである。

さて，上記の四項目の要求に対して，政府側の対応は，所管した部署により二つに分かれた。先ず財政部が扱った1.2.3の事項については，財政部は詮議した結果，10月18日これを認可した。財政部は，「北方の紡績産業はなお未開発であり振興すべきである。官股分としては長蘆塩商から中国銀行に返還される金額をあてることが可能である。輸送費の問題は，輸入品については第一次大戦の影響で公司側も保険費がかさんでおり，国内輸送も北方は陸路が多く，水運に頼る南方より負担が大きいから，何らかの免税措置が必要であろう。釐金の免除は南方で既に適用されているケースがある」として，先の三項目を認めたのであった⁶⁾。そして公的な資金を支出する関係から周学輝（周学熙の弟）を公司の督弁に任じたのである。

だが他方，第4の事項については，農商部が所管の部署となり，同部は査定の結果10月29日これを認可しないこととした。その理由を農商部は大總統への呈文のなかで次のように述べている⁷⁾。

三省は地域が広く，千万の資本をもって工場を設けても充分ではあり得ない。しかもこの三省には（紡績工場が）ほとんど無きに等しい。まさに一層推广すべきであるものを，（特定の公司のみに）制限するとは，地域の進歩を阻むものである。

この第4項「30年の専利権」は，確かに特権的色彩の強いものであった。だがこの形は，財政部が指摘しているように前農商部総長の張謇による南通大生紗廠の例もあり，全般的に保護色のつよいこの時期の傾向の中では，とくに突出したものではなかった。このため農商部の不許可の決定に対して，周学熙はすこぶる不満であったという⁸⁾。だがともあれ，華新紡織公司が申請した四項目の要求は，ひとまず1.2.3項が認可された形となった。

ところが，10月下旬から以上の事態が明らかになるにつれ，この特権取得に対する批判や反対の記事が次々と『時報』紙上に掲載され，「直隸，山東，河南三省の士紳」や「政界人士」や「社会中人」による批判の聲が時を追って高まっていった。そうした声のなかには，「華新紡織公司は外国（日本）から資金を得ている」との「謠言」もあったが，多くの声は以下のような独占への批判，地位利用への反発，手続きの不明朗さへの疑問等であった⁹⁾。

- こうした特権的措置は，政府が実業振興のためにとることはあっても，今回のように一企業のために行うことはない。しかもそのために他の創業の自由を制限しているのは実業の発展を阻むものだ。しかも専利権も数年ならまだしも30年とは何ということか。
- 公私の区別を厳しくし，私的利益をもって愛国精神を損なわないようにしなければならぬ。

らない。行政の職にあるものは営業にタッチすべきではない。今回の事態が、政界でも品望高く、行政上の実績ある人によるものであることはまことに残念である。

- ・実業会社の批准は、本来農商部が行うべきものである。しかるに、これを飛び越して政事堂へ呈せられ、それが財政部へまわされたことは正当な手続きでない。また、督弁に財政総長の弟が就任するのは、官権利用ではないか。

尤も、こうした批判の高まりを当時の日本の紡績関係者は、「官場者間の利益争奪」とみていた。つまり反対や批判が特に『時報』に多く掲載されたことは、梁士詒派の作為であろうとの見方である¹⁰⁾。

だが、このような一連の事態の結果、12月2日財政部は、一旦認可した先の第3項の「税釐免除」措置の取消しを通達した¹¹⁾。これは形式上は周学輝督弁が自発的に願い出、財政部がこれを「認可」したという形をとっているが、実際は一連の「世論」と政府内部での圧力によるものであったと思われる¹²⁾。華新紡織会社は、こうして発起した段階から予定していた特権的なあり方を実現することができなかった。「一頓挫」との観測がなされているように、所期の方向は政治的軋轢のなかで先ず挫折したわけである¹³⁾。

ただこれで会社の設立準備が全く中断したわけではなかったことは、この11月・12月の二ヶ月間に、開設経費が2674.37元使われていること、翌16年1月にも給与など人件費が支出されていること等によって明らかである¹⁴⁾。少なくとも会社の組織は存続しており、その経費は官股分から支払われていた。この官股とは、この年11月4日に、財政部総長周学熙と中国銀行総裁李士偉との間で結ばれた「借款契約」による100万元であり、先の言にあるように長蘆塩商からの返還分である¹⁵⁾。従って、この段階の会社設立の経済的基盤は、周学熙と関連深い政府関係資金に依存していたものであったといえよう。当時周学熙が発起するにあたって、官金の利用を意図していたことは、自叙年譜に、自ら「先是余二次財政時因国庫有余欲以興弁実業提唱紡織」と記していることから明らかである¹⁶⁾。これは周学熙が、清末以来公的資金をも有効に利用しつつ産業振興をはかってきた延長線上にあるものと考えられよう¹⁷⁾。

ただこの段階における一つの注目すべきことは、外国資本に対する態度である。この点は徹底しており、会社側は外国資本の導入には反対であった。そのためドイツ製機械の購入の話合いに際して、株券での支払いも可としたドイツ側に対して、それは会社の株券を外国人に所有させることと同様であるとして、これを認めなかったということである¹⁸⁾。

II. 1916年・会社設立への再起動

1916年は、華新紡織会社が再度体制を立て直し、前年のような特権に依存する体質をすて、むしろ方向としては民間経営の一会社として正式発足を図ろうとした年であった。その方向をよく示しているものがこの年8月に再スタートした「華新紡織股份有限公司」の「設立趣意書」である¹⁹⁾。

商戦時代にあつて国家富強の基をひらくためには、実業振興に依らなければならない。紡績の問題は人生日用のことであつて、軽視してはならないことである。だが中国の綿業はなお未熟な段階にあり、そのため外国品の侵入が甚だしく、利権が外溢し

ており、まことに慨嘆に堪えないありさまである。しかもこの現象は北方において甚だしい。

もともと直隸、山東、河南は、綿花産出の地であるのに、織布を行う者はほとんど外国綿糸を購入し、現金を海外に流出せしめている。外国は原料を買って製品とし、これをわが国に売って莫大な利をおさめている。わが国の綿花栽培者及び織布業者はみな外国人の手によって操縦されており、損失は日々おおきく、民生は日々困難を極めている。速やかに工場を設けなければ、どうしてこの劣勢を挽回できようか。

この「設立趣意書」にみられる考え方は、何よりも権利の外溢を憂え、国家富強のためには北方において紡績業の振興を図らなければならないとするものである。しかもそこで構想された全体計画は、先の章程を引き継いでいるのであるが、資本金 1000 万元、先ず天津、通県に工場を設立し、以後順次他の地域にも及んで 5 工場を設けるという規模壮大なものであった。また資本は、当面 6 割が商股、4 割が官股によるとされたが、将来は商股をもって官股にかえるという方向が明示され、民間資本を重視することが示されていた。

こうした方向は、一つには袁世凱の死とその後の政治の不透明さによるものであろう。事実この年も、8 月以前の設立準備をすすめている段階で、華新紡織公司に対して政治的干渉がおこなわれていた。即ち、國務総理段祺瑞が「華新紡織公司は何ら成すところなく時を空費している、また外款を得ているとの報もある」として財政部に調査を命じたのである²⁰⁾。このため周学熙は、天津で徐世昌に援助をもとめたり、発起人の言敦源と王其康とを北京へ派遣し段祺瑞に事情を説明させたりしなければならなかった。ただこの件自体は、徐世昌が段祺瑞に「北洋の中で互いに争ってはならない」と進言し、段もこれを了承したため落ち着いたのである。しかし、こうした状況のもとで周学熙は、政治から距離をおいたところで企業を興すことを考えたのであろう。またそのほかにも二十一ヵ条要求に際して示された国内の民族運動の高まりや、第一次世界大戦による外国勢力の後退という「好機」に刺激されて、実業振興の新しい方向を感じ取ったのではないかと思われる。

以上のように 1916 年は、こののちの会社の進むべき方向が模索された時であった。だが同時にそれを支える会社の事務局体制がつくられたときでもあった。先ず 1 月から副書記と統計検査、文書、営業、翻訳、機械管理などの担当者が漸次雇用され、4 月段階で 10 名からなる職員組織ができあがった。また 4 月には「創弁董事会」（発起人役員会、以後 1918 年 6 月までの董事とは、この創弁董事を指す）が開かれ、ここには発起人として、馬許、周学輝、楊寿枏、劉鳳鑑、王錫彤、李士偉、孫多森、言敦源、王其康、徐德虹、張瓊、陳惟壬の 12 名が参加した²¹⁾。このメンバーは前年とほぼ同様と思われ、かつて周学熙とともに官界にあって北洋新政に努めた人、また共に啓新洋灰公司や開灤煤砒公司などの企業経営にたずさわってきた人などである。とくに楊寿枏は無錫の人で、その叔父の楊芸芳が周学熙の父周馥とともに清末時期に李鴻章幕下で紡織業を經營した関係からこの方面に経験が深く、そこで周は楊に協力を求めたのであった。

但し、以上のような現実の会社の維持にかかる経費は、1915 年の開設経費 2674.33 元の支払いをはじめとして、この年もなお全額が官股資金によりまかなわれていた。表 1 のとおりである²²⁾。

表 1. 公司設立準備時期の事務所経費

	給与等 人件費	公 費	特別費	雑 費	計
1916年 1月	1845.11	1090.95		305.87	3241.93
2月	1866.00	1040.45	14.00	278.12	3198.57
3月	1778.78	602.00	40.36	271.62	2692.76
4月	1775.60	954.64		283.81	3014.05
5月	2258.00	775.65	18.00	314.94	3366.59
6月	2138.00	616.44	41.67	412.75	3208.86
7月	2198.00	591.21	11.30	296.25	3096.76
8月	2198.00	669.32	28.00	542.16	3437.48
9月	2198.00	600.57	21.53	367.06	3187.16
10月	2358.00	568.98	303.33	337.66	3567.97
11月	2203.00	607.24	17.20	382.66	3210.10
12月	2153.00	567.08	33.03	246.41	2999.52
1917年 1月	2153.00	521.38		550.79	3225.17
2月	2253.00	626.31	106.10	335.93	3321.34
3月	2270.05	645.18	247.67	278.79	3441.69
4月	2258.00	703.59	90.75	260.07	3312.41
5月	2250.26	652.40	208.17	339.19	3450.02
6月	2208.00	596.13	77.00	400.12	3281.25
7月	2208.00	417.30	78.00	364.85	3068.15
	40569.80	12846.82	1336.11	6569.05	63996.83

上表から明らかなように、1916年は、年間を通して人件費、公費、雑費、特別費等が、毎月3000元前後支出されている。このうち人件費とは、大部分が給与で、督弁（1100元）、経理（300元）、一般職員（60元-15元）、董事（60元）等に支払われたものである²³⁾。

そのほか、表1をみると、他に公費、雑費、特別費等の費目がある。それが具体的にどのような内容であったかは現在のところわからないが、月によってその金額が異なっていることは、会社の活動に動きのあったことを示すものであろう。だが、そうした活動の中で、会社の設立にむけて最も肝要であったものは、上記の経緯からみても商股の早急な募集であったに違いない。だがこの課題は、1916年内には行いえず、翌年へと申し送られたのであった。

III. 1917年・商股募集と公司設立に向けての進展

1917年2月11日、華新紡織股份有限公司は「設立趣意書」をそえて商股募集（株式募集）の公告を北京、天津、上海の新聞に掲載した²⁴⁾。商股募集の成果如何が何にもまして会社の将来を決定づけるからであろう。そしてこの時から夏までの間に、62件、金額にして合計158万余元にのぼる商股引受けの申込がなされた。表2は、この時申込みをしたとされる商股名と金額である²⁵⁾。

表 2. 1917年12月の商股引受け申し込み額及び払い込み額

商股名	引き受け 申し込み額	払い込み額	商股名	引き受け 申し込み額	払い込み額	商股名	引き受け 申し込み額	払い込み額
	元	元		元	元		元	元
誠記	150000		福記	30000		鳳記	3000	
商記	150000		求実堂	20000		保泰堂	3000	
仁記	100000		崇徳堂	20000		葛記	3000	
世徳堂	80000		誠信堂	20000		張少秋	3000	1500
忠恕堂	80000		恕記	20000		伯記	3000	3000
慎記	80000		健記	20000		慕記	2500	
伯記	50000		正本堂	20000		順記	2000	
仲記	50000		翰記	15000	6000	惠記	2000	
孝友堂	50000		公記	10000		夏世昌	2000	2000
実記	50000		幼記	10000		平記	1400	
信記	50000		学記	10000		明記	1000	
礼記	50000		学記	8000		紹記	1000	
雲記	50000		補拙堂	6000		徳記	1000	
景記	50000		嘉記	6000		季記	1000	
陶記	50000		貞記	5600		琴記	1000	
叔記	50000		志記	5000		受益堂	1000	
存誠堂	40000		湘記	5000		心記	1000	
蔭記	30000		林記	5000		王紫卿	1000	1000
寿記	30000		慶記	5000		王叔怡	1000	1000
純記	30000		洪記	4000		趙礼芳	300	300
揚記	30000		樹滋堂	4000				

さて、民間の資金を主要な資本として再発足した華新紡織会社が、具体的にはどのような力を基盤としていたのかということは、大変興味深い問題である。だがこの商股名のみから、それぞれの商股の実態を個別に特定する事は、現在のところ困難である²⁶⁾。又「注册章程」によれば、会社の董事は1万元以上を出資した股東（株主）のなかから選任されると決められており、そうであるならば19年以降正式に董事となる周学熙、楊寿柵らは、この名冊の股東のいずれかに当たる筈である。だがそれらを推定することも現在は難しい。さらにこの名冊が完全に真実を報告しているかどうか疑うことも可能である。だが、これが残されている正式な資料である以上、当面はここから推察し得る範囲で事態を見なければならぬであろう。その場合、総額158万余元に対して、62件にのぼる商股が参与していること、一件あたり多い場合は15万元（100円で1株）、少ない場合は300元、平均で約2万5千元であること、1万元未満のものが約半数の30件にのぼること等は、華新紡織会社の商股の性格を考える上で注目してよい点と思われる。これまでの見方によれば、当時の会社の資本は、主として軍閥あるいは権力中枢に近い比較的限られた官僚によるものとされてきた。しかしこの表から見る限り、股東の裾野は広く、多様な民間商業者が参与していたのである。

さて、このようにして商股の申込み額が所期の目標額に達したため、会社は具体的に開業にむけての準備を開始した。そして、1917年の準備の進行状況は、同年12月に行われ

た財政部による調査があるため、比較的詳細にその実態を知ることができる²⁷⁾。

この財政部の調査が行われた理由は、華新紡織公司について「やり方が当を得ていない」「資金が底をついている」との批判が國務院に寄せられたため、國務院が12月20日財政部の徐崑と審計院の張志澂とを派遣して、公司の徹底した調査を行わせたからである。二人は周学輝督弁に会い、國務院からの調査事項を逐条的にたずね、かつ帳簿、契約書、各種書類等を査閲し、また工場へも出向いて実地調査を行い、意見聴取を行って報告書とも言うべき文書を作成した。これが、1917年12月31日財政部から華新紡織公司に送られた文書と、1918年1月同じく財政部から國務院にたいして呈せられた文書である。この両文書によって、また後者に付随した附件文書によって、1917年段階での準備状況の全貌を知ることができるのである²⁸⁾。それを以下に整理してみよう。

(1) 資金について

この時点での資金の出処は、官股、商股、洋款という三種からなる。

官股資金とは、先に融資された中国銀行からの100万元に、この年7月28日財政部の指令によって恒豊実業公司から交付された20万元（北京の中国銀行票10万、北京交通銀行票5万、他は現銀）を加えたもの、合計120万元である。この時点で急遽官股を増した理由は、次ぎに述べるように商股の払い込みが遅々として進まなかったからである。そこでこの官股は、商股分の不足を補って、この年もまた専ら公司の設立準備の資金に充当された。表3は1917年7月末までの公司設立準備に関わる各種支出であるが、ここからは総額93万4千余元が人件費等諸経費、機械購入費、工場建設費として官股分から支払われ、残余は銀行預金および公司での現金として残っていることがわかるであろう。この段

表3. 1915.11～1917.7, 公司設立準備に関わる収支表

収 入	金 額 (元)	支 出	金 額 (元)
財政部官股	1,200,000.00	紡機 25000 鍾購入費	535,267.36
商股 (実徴分)	14,800.00	ボイラー、噴霧機、昇降機、 抽水機等設備費	34,851.15
各銀行利息等	45,284.83	揺紗機、梱包機等	17,571.94
		機械類購入費	
		機械類輸送船賃及び関税	28,853.86
		機械類倉庫料及び保険料	45,028.99
		機械類運送費	10,227.52
		機械類付価延期利息	2,222.43
		工場及び関連施設建設費	117,964.29
		工場等敷地購入費	52,592.93
		為替料等	8,139.05
		銀行利息	17,877.01
		事務所経費	
		1915. 11～12	2,674.33
		1916. 1～12	38,221.75
		1917. 1～7	23,093.48
計	1,260,084.83	計	934,587.09

階でも専ら官股のみが使用されたのである²⁹⁾。

次に商股分は、先述のごとく8月迄に158万余元が申込まれた。だが実際の徴集額は12月末になっても未だ1万4800元にすぎず、この段階の支出には全く供せられていない。このように商股が集まりにくい原因は、——公司側の説明によれば——中国銀行、交通銀行が共に兌換を停止していたためであった。そのため公司は、先ず官股を増やし、更に準備資金の不足を懸念して、外国からの借款を求めた。これがここでいう洋款である。

この洋款とは、初めに土地建物を担保として中日実業公司から日本金で50万円かり、これを担保に正金銀行から35万元を得るというものであった。だが12月に契約したものの実際は未だ入金していないとのことであり、その後の公司の経費のなかにもついに組み込まれなかった。その理由は、報告書から見ると、財政部の中に批判があったからである。批判の要旨は、公司創業のはじまりに当たっては、実業を振興して利権を回収することを主眼としていたのに、ここで洋款を受け入れることは明らかにその意に反するというものであった。これに対して公司側は、これはあくまで借款であって中外合資ではないとし、公司の主権が損なわれるものではないと主張した。だが、ついに最後まで洋款が使用されなかったことは、こうした批判の強かったことを示すものであろう。

(2) 工場施設、機械設備の準備状況について

公司は、この時点までに、既に土地の購入を済ませ、6月以降は工場設備に着手し、さらに4670件の各種機器を発注購入していた。当初の予定では、七ヶ月で準備が完了し、操業を開始できる筈であった。だが12月末現在、整備は未だ半ばであり、冬季の凍結から溝渠の開削も不可能となって全体の竣工時期ははっきりしていない。また購入した機械類の中にも未到着のものがあり、公司は輸入業者にたいして罰則を適用しようとしているものの、担当した洋行は第一次大戦という非常事態を口実にこれに応じていない。但し購入代金については、機械の分はすでに全額支払いを済ませ、施設費については、なお若干未払い分があるものの、それも支払い可能な範囲内のものであるという状態である。

(3) 組織について

公司の組織については、すでに述べたように、設立発起の時以来公司職員がおり、さらに創弁董事や監察人がいたため給与経費が恒常的に支出されてきた。

だが報告書によると、この点についても外部から批判や中傷があったことがわかる。その一つは、華新紡織公司在「公司条例」に違反しているというもので、端的に言えば、官股側はともかく、商股側は未だ必要額を実際に払込んでいないから董事を選定できない筈であり、にも拘らずこれが既に選定されているということはおかしい、不見識だというものである。これは、先にも述べたように、創弁董事が商股董事の役割を果していたからであるが、他から見ればこれは公司の恣意的経営として批判の対象となったのであろう。

さて、以上が両報告書によって知られる1917年末段階の公司の状況である。ここからは、公司の設立準備がこの年大きく進展したことが、商股の申込みが行われ多くの民間資本が参与する形が生まれたこと、だが資金面ではなお官股に依存する状況であったこと等がわかるのである。従って、両報告書が最後に問題点として指摘しているように、この時点にいたって早急に公司が成すべきことは、1. 商股資金を実際に集めること、2. 開業すること、の二点に集約されたのである。

IV. 1918年・商股の強化と株主総会の開催

1918年5月～6月の時期は、華新紡織会社の歴史のなかでも、一つの重要な転機となった時であった。それはこの時官弁（官営）への動きがおこり、これに対抗して商弁（民営）の方向が推進されたからである。

それは前年以来建築中であった機械やボイラーをいれる建物がおおよそ完成した時であった。5月4日から、いよいよ部品の点検と据付けが始まった時、段祺瑞政府が、陶湘、袁祚廩二名を派遣して公司を接收しようとしたのである。財政総長曹汝霖から大總統にあてた5月17日付の呈文によれば「華新紡織会社の現状は当を失し世論の信頼を得がたい」「発起以来3年を経過し官金120万元を使いながら、未だ開業の見込みもたっていない」「これは実業振興の本意にもとる」「この上は督弁を解任し政府が委員を派して接收しなければならぬ」というのである³⁰⁾。そしてこの結果として、周学輝が督弁を辞任することとなった。

この事態に対して公司側は、6月9日、発起人一同の連名で財政部に対し公司の実情を述べ、官営化に抗して、あくまで現状の形で行いたいと主張する呈文を差し出した³¹⁾。この文からは、彼らが公司のあり方をどのように認識していたか、その将来の方向をどう考えていたかをうかがうことができる。

貴部（財政部）が國務院の命をうけ、陶・袁二名を派遣して当公司を接收整理しようとされていることを5月28日承り、一同大変愕きかつ恐縮しております。

当公司是官商合弁の株式会社であり、民国4年に設立を許可され、民国5年に登記されました。但し過去二年間は、政局の不安定と金融恐慌により、実際に出資金を徴集することはまことに困難でありました。けれども一同の苦心の結果、すでに工場は建設され、機械も設置されるに至っております。さらに現在は商股も50余万元あつまり、工場等設備も完成の目途がつきつつあります。従って、今後公司の経営は、「公司条例」および財政部が公認した当公司の「章程」に基づいて行われるべきであり、ここで内部機構を改めるようなことをしてはなりません。督弁が既に辞した以上、その経営は、当面現董事が指定する正副主任董事によって行われるべきであり、（政府が）一方的に接收することなどはできません。創弁董事たる我々は、周学熙を正主任董事に、楊寿柁を副主任董事に選任し、公司を主宰するよう委ねました。ご了解をお願い致します。

商股が1万4千元であったのは以前のこと、現在は状況が異なっております。国の法律の定めるところ、当然股東が主体なのであります。

この呈文が述べているところは、次の諸点であろう。

1. 当公司の設立の経緯は、「公司条例」116条、120条にのっとって正式に進められてきたものである³²⁾。従って政府も同条例を守り、民営の形を維持すべきである。当公司を官営にすることは間違いである。
2. だが同時に、「公司条例」によれば、公司が始動する条件は、株主総会の開催と正式董事の選任である。総会は資本金の四分の一が払い込まれた場合開催される。華新紡織

公司の場合は、資本額が1000万元であるから、250万元が最低必要な額で、これを官股4、商股6の割合で負担するため、官股100万元、商股150万元が必要なのである。前者はすでに充足している故、商股分150万元が差し当たって必要であろう。そこで当面は、極力商股を集めることに努力し、それが集まった段階で股東会（株主總會）を開き正式董事を選ぶこととしたい。

以上の呈文の内容からみる限り、公司は既存の条例や章程を楯として、公司の官営化に抵抗し、民營の方向を維持しようとした。ただ、そのための必要要件は、商股の出資金150万元を実際に集めることであったが、6月9日段階ではそれがなお50余万元にとどまっていたのである。

だが現実の動きをみると、株主總會は6月20日開催された。しかも株主總會に官股代表として出席した陶湘と袁祚虞は、財政部に対して商股からの出資金の徴集が6月15日までに必要額を満したことを報告している。陶湘によれば、「股東のリストと実際に払い込まれた額とが一致していることを確認した」由であり、これは結局株主達が、この段階で急遽払込みに応じたことを示している³³⁾。

この急激な事態の変化が何故おこり得たかについては、一つには、公司側が株主達に対して特に高い配当を示唆したからだと言われている。確かにこの推測は無根ではないだろう。なぜなら、公司は既に「章程」第28条によって、正式配当（正利）後の利益分は18等分し、その10を以て股東への割増配当（余利）とするとしており、結局公司の利益如何が配当を左右するものであったからである。そして1918年は、紡績業がとくに盛んになってきた時であり、高利潤をあげ得ることが誰の目にも明らかになった時であった。華中華南はもとより華北もまた、やがて紡績投資ブームがおこる先駆的状況にあり、華新紡織公司がこの好機を捉えて商股に働きかけ、一挙にその資金を結集して公司の起動をはかったことは充分あり得ることである³⁴⁾。また、1919年に公司が実際に開業した際の報告概要をみると、そこには年利8%の正式配当のほかに割増配当金を支払うと告げたあとで「營業状況はなお良好であり次期も期待できる、株主諸氏におかれてはどうかご安心いただきたい」と結んでいる³⁵⁾。公司の早期開業を目指すために、利益誘導が行われた可能性は充分と言えよう。

しかしながら、利益誘導だけが多数の出資者を動かし、短期間にその力を結集し得た理由とのみ考えるのは早計であろう。そこには中核となる人の存在とその説得力がある筈であり、それはこれまでに華北の地で綿作地の拡大、綿作への融資など綿花栽培の振興に努めてきた周学熙が、ここで公司の官営化という「危機」を訴え、実業救国のためにも地域の力を結集して民營の方向を維持しようと呼びかけたことが作用したものと推測されるのである³⁶⁾。

だが、いずれにせよ6月20日には第一回株主總會が開催され、同会は董事など役員を正式に決定し、かつ公司の形は資本金200万元、従来通り官商合同で行う、将来は官股分を買い取って民營とする、ということ正式に決定した。そして正主任董事には周学熙が、副主任董事には楊寿枏が、董事には王錫彤、孫多森、徐世光、陳汝湜、齋耀珊、姚東彦、潘鴻賓の7名が、監察員には言同爵（官股側）、李士鑑、朱宝仁（商股側）の3名が選任された。これで公司の態勢が整ったわけであり、今後は準備をさらに進めて、正式開

業に至るのを待つのみとなった。ただその際官股代表が提出した二つの意見には、ここで触れておく必要があるだろう³⁷⁾。

その第一は、会社の形が決ったことをふまえての資金の清算である。即ち官股分は、官4商6の割合からみて、80万元でよい筈である。だがすでに120万元出資しているから、差引き40万元超過である、この分を清算してほしい、またこれを会社に残す場合、その形を株にするか、預金にするかは今後決定するというものであった。その第二は、督弁が辞任した後、代って官側から経営の中心に参与する人間がいないのは不適當である、財政部から専員を一人派遣して華新紡織公司天津工場に常駐させ、従来督弁が行っていた事項を代行することとすれば適當であろう、というものであった。だが股東会は、第一の提案は考慮するとしたものの、第二の提案は否決した。この点からも明らかなように、公司の方針はすでに民営を基軸としたものとなっていた。そのためこの時以降は、章程の定めるとおり、商股側董事の優位のなかで、しかしなお官商合同の形で経営されることとなったのである。

だが、こうして公司自体の準備体制が整った時、更に二点解決すべき問題点が提起された。第一は、開業を目前に早急に解決すべきものとしての職工募集の問題、第二は、今後公司を安定的に運営し続けるために関連する諸方面の環境を整備する問題であった。前者については、北方はこれまで紡績業が遅れていたところから予想外の難事となり、結局副主任董事の楊寿枏が南方から中核となる職工を請負方式で集めることで解決することとなった。だがこれは、職工の質の不均等とともに待遇や管理の面でも難しい問題を抱え込むこととなった³⁸⁾。第二の環境整備の問題とは、国内における原料の安定的確保の問題、製品の市場開拓の問題、新工場建設の資金をあつめる組織づくりの問題などであった。そしてこの面では、この年周学熙が中心となって興華資本団、興記花号、興華綿業公司などが設立された。同様の理由から10月1日には言敦源、王錫彤、李士偉らによって大同銀号(華新銀行)が創立された³⁹⁾。

かつて周学熙は財政総長のとき、国富を図るためには農工業を振興しなければならず、そのためには生産部門のみならず財政や金融の方面をも強化しなければならないと主張していた。その観点からすれば、すでに集権的な力を欠く軍閥政府の時代となったいま、それは民間の体制で行うことが求められていると感じたのであろう。上記の各組織は、そのための配置と考えられる。こうして1918年は、華新紡織公司自体は未だ正式開業に至っていないものの、準備活動を通して、その周辺に、産業振興を目的とした多面的な相互補強の諸組織がつくられ始めた時となった。

V. 1919年及び20年・開業とその後

1919年1月、華新紡織公司天津工場が正式に開業した。開業以後の営業状況については、毎期ごとに「営業概要」が残されているため、数値を伴った実態を知ることができる⁴⁰⁾。ただし本稿は、設立にいたる経緯を辿ることを課題としているところから、公司成立以後の状況については今後にゆずらざるを得ない。だが上記の過程をへて設立されたということが、どのように公司のあり方に反映しているかは見ておく必要があり、その限り

表 4. 第 1 期・第 2 期の営業状況と利益配分

		第 1 期 1919.1~2	第 2 期 1919.3~1920.2
営業収入	売りあげ、投資の余利など	514,647.75	4,728,123.75
各種支出	原料費、人件費(労賃、給与) 保険費、運送費、雑費など	409,819.48	3,352,106.90
前年度からの繰越し			2,501.00
利益(1)		104,828.27	1,378,517.85
開設経費返還			85,607.87
減価償却	機械設備償却 10%	7,908.79	97,953.15
	家屋償却 5%	5,028.84	32,402.93
	家具償却 5%	77.27	1,026.82
利益(2)		91,813.37	1,161,527.20
積立金	利益(2)の 5%	4,590.67	58,076.35
株主配当	出資金の 8% (年)	26,810.66	160,864.00
次期繰越し		2,501.00	1,532.33
利益(3)		57,911.04	941,054.57
株主余利	利益(3)の 18分の10	32,172.80	522,808.09
同利息	利益(3)の 18分の1	3,217.28	52,280.81
役員賞与	利益(3)の 18分の3	9,651.84	156,842.42
事務員賞与	利益(3)の 18分の4	12,869.12	209,123.25

で以下に第一期と第二期を取りあげるのである。二期分を取りあげる理由は、第一期が、1919年の1月と2月の二ヶ月間のみでおわり、その後3月以降(翌年2月まで)は第二期となるからである。——華新紡織会社の会計年度は、この理由から以後3月をもってかわる。

さて、第一期、第二期を通して特徴的なることは、第一に会社の業績が予想以上の好成績をあげていることである。両期の「概要」によれば、その状況は表4の通りであった⁴¹⁾。

上表から明らかなように、第一期は二ヶ月で10万余元、第二期は営業概要に自ら「予想を超えたもの」としているように「7割に達せんとする利益をあげた」のであった。この理由は、続く謙遜の辞「これは“時”を得たからであって、決して我々(周)学熙、(楊)寿枏の力によるものではない」がいみじくも物語っているように、この年の紡績業の全般的状況を示すものであった⁴²⁾。

確かに歴史的事実として、1919年は中国紡績業の黄金の年であった。それは「紗貴花賤」(綿糸高騰、綿花下落)と表現されているが、先ず「紗貴」(綿糸高騰)の前提は、1917年18年の輸入綿糸の減少による国内需要の増大であり、その結果の売り手市場であった。他方「花賤」(原綿下落)の背景は、国内における綿花の豊作と国際市場の動きにともなう輸出量の伸び悩みであり、その結果綿花がだぶついたことであった。そしてこの両者の相乗作用から1919年・20年の中国紡績業は多大の利益をあげ、華新紡織公司もま

た同様に好成績をあげ得たのであった。

だが第二の特徴として表4から指摘できることは、会社がこの利益をもって、とくに株主の優遇、株主や役員への利益の還元を行っていることである。会社は、第一期、第二期とも、収入から支出を差し引いた利益分（利益1）から減価償却をおこない、積立を行い、規定どおりの配当をし、次期への繰越しを行っているが、最後にそこに残された利益（利益3）については、その全てを株主への割増配当および役職員への賞与としている。だが方頭延も指摘しているように、それらの額をみると、積立金は5%で二期合計約6万3千円であり、減価償却は10~5%で合計約14万4千円であるが、それに対して配当は、両期合計で約100万円にもぼる額なのであった⁴³⁾。その結果、株主たちは、開業から1年2ヶ月をもって、すでにして出資額の47%に上る配当を得たのである。開業当初という事情はあっても、これは極めて高い配当と言わねばならない。先に述べたように、この時点の好況は、多分に他律的要素によって出現したものであったから、一般論で言えば、会社はこの好条件を利用して、固定資産をふやし、設備投資を行い、資本の蓄積に努めて企業自体の基礎を固めることが望まれたのであった。しかるにこのように高額な配当が実施されたことは、企業の体質と同時に上述した商股募集の経緯をうかがわせるものであろう。

だがこうした問題点を内包しつつも、ここに見られた高収益は、天津工場の営業を軌道に乗せたばかりでなく、青島、唐山、衛輝にも相継いで工場を誕生させる動力となった。その際の商股募集については、前年設立された興華資本団が担当したが、すでに天津での高収益が明らかになっていたため、股東たちも直ちに払込みに応じ、必要な商股が集まって創立が可能となった。またここに生まれた四工場間で相互協力を行うために、中心となる機関として華新紡織総会社が設立され、周学熙が正主任に、楊寿枏が副主任に就任した。さらに金融面を強化するため実業銀行が設立されたほか、綿種の改良、植綿の提唱を行うために綿業籌備処、綿業伝習所、綿業試験場が設けられた。すると天津華新紡織会社は、自らの収益のなかからこれらの組織に出資し、その股東となったのである⁴⁴⁾。以上から、天津華新紡織会社を先駆けとして、この時期、華北に多面的な産業振興のかたちが整備されてきたことがわかるであろう。

しかももう一点、この段階で並行的にすすめられた重要な変化は、商股による官股の購入、即ち民営化が行われたことである。この官股の購入については、1920年5月1日付けで、天津華新紡織会社から財政部にあては書函がある⁴⁵⁾。

本公司は当初より、営業が安定した段階で官股を購入することを決めておりました。

現在本公司は、開業以来一年を経過しその基盤が固まりつつあります。官股分の80万円を商股により購入いたしたく、ここにお願いたします。

この要請を受けて、財政部は結局次のような決定を下した⁴⁶⁾。

1. 天津華新紡織会社の現存の官股80万円については、40万円分を同会社の商股が購入する。その結果財政部に得られる40万円は綿業籌備処に支給しその官股とする。
2. 華新紡織会社に従来から官股分を越えて残されていた40万円（現金67938.5元、京鈔314142.45元など）は引き上げて華新紡織会社衛輝工場の官股とする。

以上の経緯からは次の二点が明らかであろう。一は天津華新紡織会社が良好な営業状況

を基盤として官股を買い取り、自らの民営化をすすめたこと、二はその買取り資金は関連企業設立の官股資金として再活用されたことである。1919年、20年にみられたこうした事態、換言すれば、営業の好転に際しての速やかな“官股ばなれ”と、そこに生じた資本の関連他企業での再利用とは、変動の激しい時代に政治の干渉を避けつつ資本の活用をはかったもので、これは周学熙及びその資本集団による巧みな企業活動であったと考えられるのである。

さて以上は、本稿の所期の目的である“天津華新紡織公司の設立から開業に至る経緯”を1915年から20年まで述べたものである。最後に再度これを通観するならば、次の諸点が明らかであろう。

公司は、初期の特権や、公的保護、公的資本を企業形成のバネとしていた段階から、次第に公権への依存を弱め、「官股」を巧みに利用しつつも、政治的干渉を避けて、「商股」を経営の軸とする民営化への傾向をつよめた。——この「商股」の実態が何であるかは今後の課題であろう。またその際には、一紡績業にとどまらない多面的な産業振興が行われた。更に、五四に先立つ時期の民族運動に対応したナショナリズムの姿勢もみられた。むしろ、華新紡織公司にとって、つづく1920年代の経緯が、こうした方向をそのまま発展させ得ないものであったことは、既に指摘されているところである⁴⁾。だが、以上の天津華新紡織公司の設立過程のなかには、少なくとも中国の民族産業形成の内実と問題点の一端が、よく示されていると考えられるのである。

注

- 1) 経済史の上で北洋政府時期を如何に位置づけるかについての研究は、近年中国で盛んになりつつある。その研究状況については、沈祖偉「近幾年国内近代中国資産階級研究述評」(『歴史研究』1989.2) 参照。
- 2) この点については、例えば、杜恂誠「北洋政府時期国家資本主義的中断」(『歴史研究』1989.2) 参照。
- 3) 最近は、官僚資本、民族資本、買弁資本という設定自体が問題視されており、国内資本については、国家資本と民間資本(私人資本)に分別するという考え方が提起されている。この点については、筆者も同様に再考の必要ありと考える。だが如何なる概念規定をするにせよ、当資本集団のあり方を問う問題設定は必要であろう。この問題についての最近の研究状況については、注1、注2及び宓汝成・邢菁子編著『中国近代経済史研究綜述』(1989 天津教育出版社) 参照。またこの問題を周学熙研究に即して述べたものとしては、郝慶元・浜口允子『周学熙傳』と中国における周学熙研究(『近きに在りて』第15号 1989) 参照。
- 4) この時期の民族紡績業をめぐる全体的な社会・市場環境については、森時彦『五四時期の民族紡績業』(『五四運動の研究』第二函 1983 同朋舎) 参照、また対象となる時期は少しずれるが、同時期の民族紡績業についての研究としては、久保亨「近代中国綿業の地帯構造と経営類型」(『土地制度史学』第113号 1986)、菊池敏夫「中国資本紡績業の企業と経営」(『近きに在りて』第13号 1988) 等参照。この時期の周学熙に言及したものとしては、渡辺惇「袁世凱政権の財政経済政策 周学熙を中心として」(『近きに在りて』第11号 1987) 宋美云「北洋時期官僚私人投資と天津近代工業」(『歴史研究』1989.2) 参照。

- 5) 「財政部呈准華新紡織公司」(『東方雜誌』第12卷11号 中国大事記10月18日), 『時報』の報道では周学熙が実質上の中心であるとされている。
- 6) 「財政部呈遵擬華新紡織有限公司官股保息免税各弁法請鑒示文並批令」(『政府公報』中華民國4年10月21日)
- 7) 「農商部呈核議華新紡織公司所請專弁年限各弁法請核示文並批令」(『政府公報』中華民國4年11月1日)
- 8) 「華新紡績会社組織に関する起動」(『大日本紡績聯合会月報』第279号 1915)
- 9) 『時報』1915.10.19 同10.22 同10.24 同10.29 同11.6 同11.12等
- 10) 注8に同じ
- 11) 「財政部呈准取銷華新紡織有限公司免税」(『東方雜誌』第13卷1号 中国大事記12月1日)
- 12) 「華新紡績公司の特權取消」(『大日本紡績聯合会月報』第281号 1916)
- 13) 山崎長吉「支那紡績業の現状と其将来」(『大日本紡績聯合会月報』第389号 1925)
- 14) 「民国四年十一月二十九日起至六年七月底止薪俸公費特別費雜費等項數目」(『華新紡績有限公司職員録』(『財政部致函國務院滙報華新紡績公司津廠開弁不利及調查情形』付件四および付件六. 中国第二歴史档案館蔵華新紡績公司關係資料. 以下「資料」と略記. 但し「資料」の標題は, 各資料の最初の部分或は内容から勘案したもの.)
- 15) 「財政部中国銀行借款合同」(民国四年十一月四日 前掲「資料」)
- 16) 周学熙『周止庵先生自叙年譜』(文海出版社 以下『年譜』と略記) 53頁
- 17) 周学熙の資金調達の問題については, 郝慶元「周学熙興弁北洋実業的資金籌措与積累」(『天津文史資料選輯』41 1987) 参照.
- 18) 注8に同じ. また「華新紡績有限公司注册章程」(民国四年二月二十七日 前掲「資料」)にも甲種股票を非中国国籍の人に売ってはならないと定めている.
- 19) 注13より引用. 但し文体を口語に書き改めた.
- 20) 前掲宋美云論文参照.
- 21) 「華新公司復呈財政部報告開弁情形請仍為商弁文」(民国七年六月九日 前掲「資料」)
- 22) 注14. 「付件四」より作成
- 23) 注14. 「附件六」および「華新紡績有限公司董事監察員籌備員姓名表」(「財政部致函國務院報華新紡績公司津廠開弁不利及調查情形」付件七 前掲「資料」)
- 24) 掲載された事実は, 注13から判明する. だが具体的な報紙名は現在までのところ特定できない. 今後の探索を待つこととしたい.
- 25) 「華新紡績有限公司認定商股數目名冊」(「財政部致函國務院報華新紡績公司津廠開弁不利及調查情形」付件五 前掲「資料」)より作成
- 26) 商股名については, 地方志や新聞(天津の場合は『天津誌略』や『天津大公報』など)により当時の行商号名と対照することは可能だが, それらを同一のものと特定することは難しい. このほか, 華新紡績会社の股東については, 周学輝・馬鏡軒「天津華新紡績公司始末」(『天津文史資料選輯』38 1987)が発起人を含む20名ほどをあげている.
- 27) 「財政部咨華新紡績公司調查津廠開弁不利情形」(前掲「資料」1917.12), 「財政部致函國務院滙報華新紡績公司津廠開弁不利及調查情形」(前掲「資料」1918.1)
- 28) これは調査側からの質問事項にたいする会社の応答であり, その内容は以下の13項から成る.
 1. 官股の實際の額およびその時期. 2. 商股の实收値およびその時期. 払い込み期限の有無, 時期を過ぎても払い込まない時督促したか否か, 督促に応じない場合の対処方法. 3. 現存の資金総額, 預金場所, 利息の有無. 4. 機器購入経費額, 入手状況, 完備する見込み. 5. 未納入時の対処方法, その予定. 6. 購入した土地の代金, 報告の有無, 7. 事務所, 車庫建設の経費, 落成予定. 8. 工場の必要経費, 完成予定. 9. 準備開始以来の月毎の收支計算. 10. 会社の職員組織, 弁事規則. 11. 職員名および俸給額. 12. 外国からの借款の有無. 13. 今後の進

行計画。

本文の(1)(2)(3)については、特に注記したもの以外は注27、注28による。

- 29) 「華新紡織有限公司謹將民國四年十一月開弁起至六年七月底止収支各款開具清摺」（「財政部致函國務院報華新紡織公司津廠開弁不利及調查情形」付件三）より作成
- 30) 「財政總長曹汝霖呈大總統為准國務院咨華新紡織公司弁理失當不孚輿論已由部遣派陶湘等前往接收清理文」（『政府公報』民國七年五月十七日）
- 31) 「華新公司復呈財政部報告開弁情形請仍為商弁文」（民國七年六月九日 前掲「資料」）
- 32) 「公司條例」とは、1914年に公布された会社法で株式会社制度について定めている。これは北洋政府時期の民族産業形成を支える一つのばねになったものと考えられる。その内容については田中耕太郎・鈴木竹雄『中華民國会社法』（1933）参照。その意味づけについては前掲久保論文参照。
- 33) 「陶湘袁祚庠呈報華新紡織公司股東會議情形」（民國七年六月二十六日 前掲「資料」）。なお、この時の払込みについて、淳夫「周学熙与北洋実業」（『天津文史資料選輯』1-1）は周学熙、周学輝が各20万元、王錫彤が3万元を払込んだとしているが裏付けはない。
- 34) この時期の全般的状況については、前掲森時彦著書第二章参照。
- 35) 「華新紡織有限公司津廠第一屆帳略」（民國八年五月 前掲「資料」）
- 36) 前掲『年譜』民國七年の項、前掲周学輝・馬鏡軒文参照。周学熙の綿業振興については、浜口允子「周学熙と農工銀行」（『日本大学経済学部経済科学研究所紀要』11、1987）参照。
- 37) 注33に同じ。
- 38) 周志俊「北方実業家周学熙」（『工商資料』2、1981）参照。
- 39) これらの諸組織については今後の課題としたい。『周止庵先生別伝』参照。
- 40) 第一期については注35に同じ。以下各期とも同様の概要がだされている。
- 41) 第一期は1919年5月13日股東会において報告承認されたもの、第二期は1920年4月29日股東会において報告承認されたもの。
- 42) この時期の紡績業の状況については、前掲森時彦著書参照。
- 43) 方顯廷『中国之棉紡績業』（1934 上海）。この中で天津工場は丙廠とされている。
- 44) 前掲各期「帳略」中の「存項」の事項参照。
- 45) 「華新紡織有限公司致函財政部」（民國九年五月一日 前掲「資料」）
- 46) 「華新公司官股單」（前掲「資料」）
- 47) 前掲久保論文参照。だが若干の異論もあり華新紡織公司のこの後をみることも今後の課題である。

本論を記すに際しては、資料蒐集の段階から天津社会科学院歴史研究所の張利民先生より多くの御援助、御教示をいただいた。厚く御礼申しあげたい。

（平成元年12月22日受理）